

# 所得「補償」保険で 休業対策は大丈夫ですか？

税理士 佐飛 淳一

保険医休業保障共済保険(以下「休業制度」)が募集を再開しました。7年ぶりです。休業制度は保険医協会の先生方が、自分たちでつくり運営していく、会員相互の助け合いの制度として出発したもので、一般の損害補償保険とは給付内容が大きく異なります。そこで、医業経営に詳しい協会の佐飛淳一先生にご投稿いただきました。

## 所得補償保険に入ると、 経費も考えて

所得補償保険に入ると、廃業するわけに  
いらないので、大丈夫と考え  
ている先生方もおられる  
中、でも病院を維持してい  
く資金が必要です。

## 万一の病気・ケガに そなえて必須の制度

開業医の先生方は、患  
者さんに安心・安全の医  
療を提供することも、  
病院を経営する経営者で  
もありません。

通常の診療業務に加え  
て、診療報酬の請求、医  
院を運営するための資金

院長が倒れると途端に診  
療が続けられなくなりま  
す。当然、診療報酬等の  
収入も入らなくなりま  
す。

は土・日も休みなしで働  
くこともあります。無理  
が続けば病気・ケガの危  
険性も大きくなります。

日本歯科医師会の資料  
によりますと、個人医院  
で人件費・家賃・リース  
料・その他経費などの医  
院を維持していく経費  
は、1ヵ月約150万円  
になります。通常の所得

です。万一の病気  
・ケガでの病院の休業対  
策も開業医としては考え  
ておかなければなりません。  
休業制度はそのための  
制度といえます。

## 2011年度休保決算資料から

直近3年統計値では、休業に至ったケースとして、  
疾病別で①悪性新生物、②血液・循環器系、③消化器  
系の順に多く、過去30年の通算統計を比較して悪性新  
生物による休業の顕著な増加が見られる(図1)。こ  
れらの疾患群が発生した時期や年齢層は、過去30年  
の通算統計を見ると、悪性新生物では50代から多くな  
るが、血液・循環器系、消化器系となると30代でも病  
気に至るケースもある(図2)。

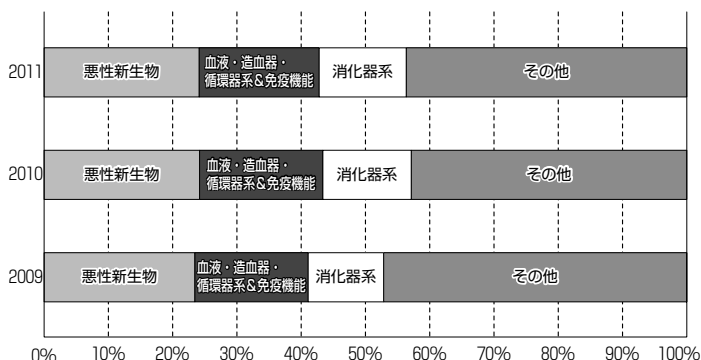


図1 傷病給付金 病名別支払件数分布

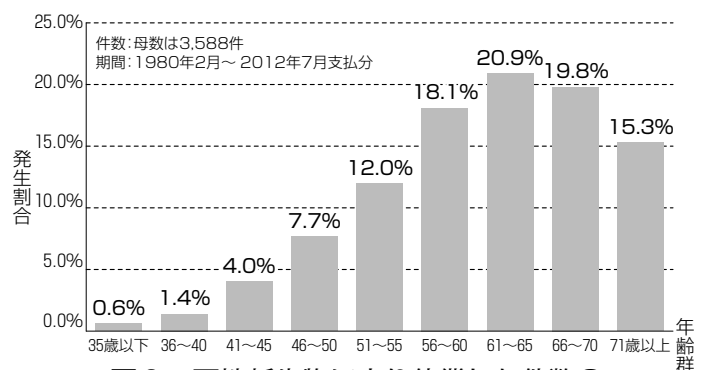


図2 悪性新生物により休業した件数の  
年齢制限群ごとの割合

## 視点で加入を 医院経営の戦略的

個人で加入する制度のた  
め、必要経費にはなりま  
せん。しかし、万一の病  
気・ケガでの休業に備え  
ておくことは、医院経営  
の戦略的視点では必要な  
ことです。長期の休業で  
資金不足となり、事業再  
開ができず、廃業せざる  
を得ないということのな  
めしめします。

休業制度は、保険医が  
個人で加入する制度のた  
め、必要経費にはなりま  
せん。しかし、万一の病  
気・ケガでの休業に備え  
ておくことは、医院経営  
の戦略的視点では必要な  
ことです。長期の休業で  
資金不足となり、事業再  
開ができず、廃業せざる  
を得ないということのな  
めしめします。

休業制度は、営業を目  
的とするのではなく、保  
険医自身が非営利で運営  
して、安い掛け金で会員  
相互の助け合い「共済」  
の良さをもった制度でも  
あります。この機会に是非  
加入されることをお勧め  
します。

### 受給者の声 加入していて良かった

まさかケガ(右手骨折)で1ヵ月以上診療  
ができなくなるとは全く予想していません  
でした。今は回復して元どおり働いておりま  
すが、今回は本当に休業保障共済保険に加入  
していて良かったと思っています。病気やケガ  
をしたいとは誰も思いませんが、この保険に  
入っていれば一応安心です。

(K先生 60代 東大阪市)

協会の共済制度をお勧めします!

# 休業保障

受付期間  
9月20日まで

募集再開!

病気やケガの時も  
安心して療養できます

- ①最長730日の長期保障!
- ②掛金が満期まで変わりません!
- ③掛け捨てではありません!
- ④自宅療養、代診をおいても給付!
- ⑤傷病給付金は非課税!
- ⑥所得補償保険との重複受給OK!

【加入日】 2013年12月1日

【加入申込資格】

- ①加入日現在健康で1つの主たる医療機関等で週4日以上かつ週16日時間以上で業務に従事している。
  - ②59歳(昭和29年6月2日以降生まれ)までの保険医協会会員で、約款に同意できる保険医。
- ※加入(増口)申込みできる方は、上の要件を全て満たす方です。

□給付内容(1口につき)

給付金の種類	受給資格	給付内容・日数など
傷病休業給付金 入院給付金	【疾病】2014年3月1日以降に発病した病気を原因に休業したとき、【傷害】2013年12月1日以降の傷害を原因に休業したとき	疾病も傷害も6日以上連続して休業した場合、6日目から1日につき自宅6,000円、入院2,000円を加算【通算給付日数500日まで】
長期療養給付金	傷病給付金の限度日数(500日)を超えて、引き続き連続して休業したとき	1日につき自宅3,000円、入院6,000円【連続1回限り230日限度】
弔慰給付金	傷病により死亡したとき	500,000円(+脱退給付金)
高度障害給付金	傷病により高度障害状態になったとき	500,000円(+脱退給付金)
脱退給付金	加入3年以上経過した後、脱退したとき	別に定める脱退給付金表により給付金額を確定

※資料請求・お問合せは、協会共済部(☎06-6568-7731)まで。